別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

年　　月　　日

財　務（支）局　長　　殿

届出者　住所又は所在地

電話番号　（　　）　　－

商　　号

又は名称

氏　　名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

１　適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第63条第２項の規定により、以下のとおり届け出ます。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添１のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況	別添２のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添３のとおり

（別添１：適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（円）
（ふりがな）氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			

（注意事項）

１　「業務の種別」の欄には、法第 63 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。

２　「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（別添２：適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容	業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の３各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
			私募・運用の別	届出の種別						

（注意事項）

１　未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

２　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象持分が電子記録移転権利又は令第１条の 12 第２号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第１条の 12 第２号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

４　「私募・運用の別」の欄には、法第 63 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。

５　「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第１項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32

号）附則第２条第１項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。

6　「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第 14 号）（以下６において「定義府令」という。）第 10 条第１項第１号又は第２号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第４号、第５号、第７号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成９年大蔵省・農林水産省令第１号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第１項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第１項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の２に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第６条第１項第５号前段に規定する居住者をいう。以下６において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第１項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第３号、第６号、第 22 号、第 23 号イ、第 23 号ロ、第 24 号イ、第 24 号ロ又は第 25 号から第 27 号までに掲げる者（第 23 号イ及び第 24 号イに掲げる者にあっては非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。）に限り、第 23 号ロ及び第 24 号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第 10 条第１項第 23 号ロ又は第 24 号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

7　「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

8　「第 233 条の３各号に掲げる者の有無」の欄には、第 233 条の３各号に掲げる者を相手方と

して当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第 233 条の３各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

9　「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第 233 条の３各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

10　「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

（別添３：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況）

商号、名称又は氏名

１　役員及び政令で定める使用人の状況

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職	政令で定める使用人の種別

（注意事項）

１　外国法人にあっては、国内における代表者（法第 63 条第７項第１号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「３　国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。

２　「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

２　適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名　　称	所　在　地	電　話　番　号

（注意事項）

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

３　国内における代表者又は国内における代理人の状況

（ふ　り　が　な） 氏　名、商　号　又　は　名　称	所　在　地　又　は　住　所	電　話　番　号

（注意事項）

１　届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第 63 条第７項第２号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。